

令和5年度 市 県 民 税 国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告について

今年の申告は、令和4年分の所得を申告していただくものです。下記に該当する方は、所得の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告書の提出がなければ、所得証明等を発行できない場合があります。特に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険加入者で軽減に該当される方は必ず申告が必要です。

申告が必要な方

◆令和5年1月1日に市内に住所を有する方のうち、次に該当する方です。

【令和4年中に課税対象となる収入があったが、所得税の確定申告を要しない方の場合】

- 事業等収入(営業・農業・不動産収入等)があった方
- 給与収入のみで、年末調整を受けていない方、また複数の事業所等から給与を受けた方
- 給与所得者で、勤務先から津久見市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方
- 源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除・雑損控除・社会保険料控除等)の適用を受けようとする方
- 年末調整済みの給与や年金収入(400万円以下)以外に所得があった方

【令和4年中に課税対象となる収入がなかった方の場合】

- 非課税証明または所得証明が必要となる方

申告相談に必要な書類

◆右に記載された日程で申告相談を行います。必要なものを準備してお気軽にお越しください。

- 「申告書」(会場にも用意しています)
- マイナンバーカード、またはマイナンバーの確認ができるもの+運転免許証等の本人確認書
- 給与所得者は源泉徴収票または事業主の証明、年金受給者は公的年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・事業・不動産所得のある方は収支明細書、または帳簿書類など
- 社会保険料や生命保険料等の各種控除証明書
- 医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」(※)
 - ※「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。医療費通知以外の領収書については、あらかじめ「医療を受けた人」、「医療機関」ごとにまとめ、計算しておいてください。
 - ※医療費控除の対象とされる医療費とは、令和4年中に支払った次のようなものをいいます。
 - ・診療や治療のための診察費用、および入院費用
 - ・通院や入院のための交通費
 - ・治療または療養に必要な薬代(一般の薬局で購入したものでよい)
 - ※保険金や高額療養費等で補てんされる金額がある場合は、上記金額から差し引いてください。

新型コロナウイルス感染拡大の防止にご協力を!

申告相談会場では来場者の集中緩和を図るために、申告受付会場での人数制限を行います。待ち時間などでご不便をお掛けすることが考えられます。みなさまにおかれましても、

1. 来場の際は基本的な感染対策をこころがける
2. インターネットで確定申告を行う
3. 郵送で申告書を提出する

等のご協力をお願いいたします。

基本的な感染対策

1. 「3つの密」を徹底的に避ける
2. 人と人との距離の確保
3. マスクの着用
4. 手洗いなどの手指衛生 など

仕事等で受付時間内に申告会場に来る事が困難な方

- ◆2月24日から3月3日までの間は17時から18時まで受付を行います。(土日は除く)ただし、受付件数には限りがありますので、前日までに電話予約が必要です。
- ◆申告書は郵送で提出することも可能です。

申告相談日程

提出期限：令和5年3月15日

- ◆住民税の申告相談は、1月25日から3月15日まで(土日祝祭日除く)行います。
- ◆2月27日までの相談日程は下記のとおりです。なお職員が地区に出向いて不在となる2月8日から2月14日までの間は、大会議室で申告相談を受け付ける事はできません。
- ◆2月28日から3月15日までの間も、大会議室で申告相談を行います。

月	日	曜日	開催地区等	会場	受付時間	
					午前	午後
1	25	水	住民税申告相談	市役所大会議室	9:00~11:00	13:00~15:30
	27	金				
	30	月				
	31	火				
2	1	水	住民税申告相談	市役所大会議室	9:00~11:00	13:00~16:00
	2	木	所得税還付申告(年金等) ※譲渡所得・贈与税も受け付けます			
	3	金				
	6	月	所得税還付申告(年金等)			
	7	火				
	8	水	保戸島	地区集会所	9:45~11:30	13:00~16:30
	9	木	鳩浦・荒代	鳩浦公民館	9:30~11:00	
			長目	長目公民館		13:30~15:00
	10	金	赤崎	赤崎公民館	9:00~10:30	
			日代	福良公民館		13:30~16:00
	13	月	無垢島	市民ふれあい交流センター	8:30~11:00	
			刀自ヶ浦・久保泊・深良津	久保泊公民館		13:30~15:00
			松ヶ浦・狩床・西泊・間元・大元・高浜	青少年研修センター	9:30~11:00	
	14	火	落ノ浦・田ノ浦・摺木	四浦出張所		13:00~14:30
	15	水	警固屋・青江・川内・畑	市役所大会議室	9:00~11:00	13:00~16:00
16	木	川上・徳浦				
17	金	千怒				
20	月	宮本・入船				
21	火	彦ノ内				
22	水	西ノ内				
24	金	中田				
27	月	岩屋・壺浦				

- ◆下記に当てはまる所得税の確定申告は、税務署での申告をお願いしています。
 - 住宅借入金等特別控除を受ける方
 - 株式・不動産等譲渡・配当所得の申告をされる方
 - その他内容によって税務署にご案内する場合があります。ご協力をお願いします。

問い合わせ先 / 【1月20日まで】 ☎82-9512 (税務課直通)
【1月23日以降】 ☎82-4111 (内線183・184・188)